

離島指定基準

ア 外海離島指定基準

1. 外海に面する島（群島、列島、諸島を含む。）であること。
2. 本土との間の交通が不安定であること。
3. 島民の生活が強く本土に依存していること。
4. 一カ町村以上の行政区画を有する島であること。
5. 指定について要望のあるもの。

ア' 外海離島指定基準第4項に対する緩和基準

一カ町村以上の行政区画を有する島でない場合でも、下記の条件を具備する島は、上記アの外海離島指定基準第4項を満たすものとする。

1. 本土との最短航路距離がおおむね5 km以上であるもの又は人口減少率がおおむね10%以上であるもの。
2. 人口おおむね50人以上であるもの。

イ 内海・内水面離島指定基準

1. 本土との最短航路距離がおおむね5 km以上であり、かつ、定期航路の寄港回数が1日おおむね6回以下であるもの又は人口減少率がおおむね10%以上であるもの。
2. 人口おおむね50人以上であるもの。
3. 指定について要望のあるもの。

ウ 離島一部地域指定基準

外海又は内海島しょのうち、その一部に下記の条件を具備する地域を有する場合には、当該地域を離島振興対策実施地域に指定するものとする。

1. 本土との最短航路距離がおおむね5 km以上であり、かつ、定期航路の寄港回数が1日おおむね6回以下であるもの又は人口減少率がおおむね10%以上であるもの。
2. 主要定期乗合自動車の運航回数が、1日おおむね3回以下であるもの。
3. 指定について要望のあるもの。

注) 一部地域指定に際しては、原則として市町村界(旧市町村界を含む)若しくは、明瞭な地形又は見透し線等をもって境界線とする。

エ 指定にあたっての留意事項

原則として、人口については直近の国勢調査結果によることとし、人口減少率については直近 10 年間の同調査結果により算出する。

なお、二つ以上の島が、同一市町村に属する場合又は群島、諸島のごとく、類似条件を具備すると考えられる場合は、これらの島を一括して同一の地域として指定することができる。この場合、人口及び人口減少率は、一括して指定した地域全体のものを用いる。

○見直し後の離島指定基準の運用に関する留意事項

1. 指定済み離島について、人口要件を満たさなくなった場合においても、今後の振興の方針等を確認のうえ、指定解除について停止することを検討する。
2. 常時陸上交通が確保された離島について、指定解除を検討する。
3. 未指定離島の新たな指定にあたっては、各基準を満たしていることを確認したうえで、寄港回数・最短航路距離等の交通条件や社会経済状況などを総合的に判断し、離島振興法第一条の目的に沿うよう行う。